

子どもの権利と保育実践に関する研究
—保育施設職員へのアンケート調査を通して—

Research on Children's Rights and Childcare Practices
—Through a Questionnaire Survey of Nursery School Staff—

明 柴 聰 史
AKESHIBA Satoshi

【要約】

社会の変化に伴い、保育のニーズが多様化・複雑化している現代、子どもの権利が必ず保障されている社会であるとは言えない。保育実践においては、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人一人の人権が保障されることがその土台である。次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最初の社会は多くの場合、保育施設である。子どもは、「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を有している。子どもを取り巻く社会が子どもの意見を年齢や発達段階に応じて、これらの権利を保障し、尊重していかなければならない。

本研究の目的は、①家族と離れて最初の集団・社会となる場合が多い、保育施設で働く職員を対象にアンケート調査を行い、子どもの権利条約の認知度、理解度や日頃の保育にどのように子どもの権利を取り入れ、生かしているのかについて明らかにすること、②職員の専門性や工夫を考察することで、個人へのアンケート調査から組織としての取り組みについての課題を明らかにし、保育の質の向上を図ることである。

保育施設で働く職員を対象にしたアンケート調査を実施した結果、子どもの権利条約に関する認知度や理解度は、受動的権利についての認知度や理解度は決して低くない。ただし、能動的な権利についての認知度や理解度は高くない。そのため今後より一層、子どもの権利についての認識を高め、保育実践に取り入れていくことが今後の課題である。

今後、乳幼児期を対象にする保育施設で働く職員は、子どもの権利、子どもの最善の利益を意識し、子どもの声に耳を傾け、本当の意味で子ども一人一人に寄り添った保育実践が求められる。子どもの最善の利益を前提とした専門的技術と知識を深め、人間性を高め、保育の質向上をめざしていくことが必要である。

キーワード 子ども権利条約、子どもの権利、子どもの最善の利益、受動的権利、能動的権利

1. 研究の背景

1. はじめに

1989年第44回国連総会で児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)が採択され、1990年に発効された。子どもの権利条約は、子どもも一人の人間として、基本的人権を国際的に保障するために定められものであり、18歳未満の子どもであっても、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子ども(障害のある子どもなど)ならでの権利についても明記されている。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利について具体的に記されている。日本は1990年に109番目で署名をし、1994年に158番目に批准している。このことから決して、早くから子どもの権利について関心が高かったとは言えない。UNICEFによると、2019年2月時点で子どもの権利条約に締約した国や地域は世界196か国に上る。つまり子どもの権利を護ることを保障するという事は、世界共通の認識である。日本ユニセフ協会は、小学生ぐらいでもわかるように挿絵入りで抄訳をし、カードブックなどを頒布し、子どもの権利の啓発・広報や浸透に注力している。

さて、日本が子どもの権利条約に批准して29年が経過するが、「子どもの権利が保障されている社会だ」と言えるだろうか。世界的に見ても子どもの権利条約に基づき権利が保障されているといえるのだろうか。今なお、世界中で子どもへの権利侵害が起こっている。戦争・紛争、児童労働、貧困、児童虐待など、子どもの命や人生が犠牲になる世界中のニュースが後を絶たない。それは、遠い国の話だけではなく、日本でも起きている。児童虐待、貧困問題、いじめや学校での体罰、保育施設等での不適切な関わり、性的被害など連日のように報道されている。

2021(令和3)年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 207,659 件(速報値)で、調査開始の1990(平成2)年度から増え続け過去最多となった。児童虐待防止法の度重なる改正や児童福祉法の改正が行われ、児童虐待への認識が高まっているため相談対応件数が増えているとともれるが、被害を受けている子どもがいなくなることが大きな課題である。

また、2022年(令和4)後半には保育施設等を利用する児童への不適切な関わりや虐待が顕在化し、大きく報道された。家庭での虐待だけでなく、児童福祉施設でも児童虐待や不適切な関わりがあったことは、非常に残念である。一方、筆者は保育所等を訪問した際に、様々な場面で子どもの権利を保障する関わりを目にしている。それは、無意識的に行われているかかわりや意識的に行われている子どもの声を聴き保育実践に取り入れようとするものなど多岐にわたる。

そこで、子どもに関する新たな政策として、子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」を常に第一に考え、子どもの視点で、子どもを取り巻く環境をとらえ、子どもの権利を保障することを支援する行政機関として「こども家庭庁」が2023年(令和5)4月1日に設置される。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会の実現」に向けて子どもの視点や子育て当事者の視点で意見を聴きとり、政策に反映するものであり、まさに子どもの権利の4つの柱の一つである参加する権利を取り入れたものである。そして、それに合わせ日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を擁護するための法律として「こども基本法」も2023年4月1日より施行される。

今改めて、子どもを中心にした社会づくり、子どもの権利を擁護することが喫緊の課題であることは

明らかである。

II. 研究の目的

本研究では、子どもの権利侵害の現状や課題についてではなく、保育施設で働く職員(職種、雇用形態問わず)がこれまでどのように保育実践に子どもの権利を取り入れてきたのかについてアンケート調査により明らかにする。

具体的には、子どもの権利条約についての理解、子どもの権利を踏まえた保育実践の現状等について、質問紙を作成し、子どもの権利を踏まえた保育実践の現状を明らかにし、子どもの権利がどれくらい保育に根付いているのか、今後さらに子どもの権利を保障する保育のより良い実践について今後の課題を明らかにすることを目的とする。

III. 調査方法

1. 調査対象者

A 県内の幼保連携型認定こども園 5 施設、地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育) 3 事業所の保育者(全ての職員)278名(回収率39.9%)と筆者が担当した2022(令和4)年度 Z 県保育士等キャリアアップ研修受講者50名(回収率90%)を対象に Google フォームによるアンケート調査を実施。

2. 実施時期

2022(令和4)年12月

3. 調査内容の構成及び手続き

質問内容は、回答者の属性(年代、雇用形態と職種、通算経験年数)と子ども支援専門の国際 NGO 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2022)の先行研究「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」で用いられた質問項目(※印のもの、一部改変)と子どもの権利をいかにした保育実践に関する項目の全12項目である。

問1. 子どもの権利条約を知っているか【子どもの権利の認知度】※

問2. 子どもの権利の4つの柱を知っているか【子どもの権利の認知度】

問3. 子どもの権利として、ふさわしいと思う内容をすべて選んでください【子どもの権利の理解度】※

問4. 子どもの『生きる権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)

【保育実践における子どもの権利の尊重】

問5. 子どもの『育つ権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)

問6. 子どもの『守られる権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)

【保育実践における子どもの権利の尊重】

問7. 子どもの『参加する権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)

【保育実践における子どもの権利の尊重】

問8. 子どもの権利(4つの柱)を尊重したかかわりや声かけで工夫していること(自由記述)

【子どもの権利を取り入れた保育実践】

問9. 子どもの権利を保障する保育・幼児教育を実施するにあたって、どのような難しさを感じていますか(自由記述) 【子どもの権利を取り入れた保育実践の課題】

問10. 日頃から子どもの権利を意識して保育しているか 【子どもの権利と保育の意識】

問11. 子どもの権利は保育において重要だと思うか 【子どもの権利の重要性】

問12. 全国保育士会が作成する「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を知っているか 【子どもの権利に関する保育の情報の認知度】

4. 倫理的配慮

本研究における倫理的配慮として、質問紙の冒頭に調査への協力は自由であり、回答しなくても不利益が生じないことを明記し、研究の目的と個人情報の保護、研究参加への自由、研究成果の公表について書面にて説明を行い、研究同意についてフォームへの回答をもって同意を得た。また、富山短期大学の研究倫理審査委員会の承認を得て実施している。

IV. 結果と考察

1. 基本属性

回答者は20代から60代までと幅広く、雇用形態と職種は、正規職員保育士が最も多く120名(76.9%)であった。続いて非正規職員保育士が10.2%で、正規・非正規合わせて保育士が136名(87.1%)であった。保育士としての通算勤務年数は、3年未満から40年未満までであった。

表1 回答者の基本属性(年代、雇用形態と職種、保育士としての通算勤務年数)

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|--------------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 20代 | 23 | 14.7% | | 120 | 76.9% | 3年未満 | 6 | 4.5% |
| 30代 | 52 | 33.3% | 非正規職員・保育士 | 16 | 10.3% | 5年未満 | 11 | 8.3% |
| 40代 | 50 | 32.1% | 正規職員・その他の職種 | 16 | 10.3% | 10年未満 | 32 | 24.1% |
| 50代 | 29 | 18.6% | 非正規職員・その他の職種 | 4 | 2.6% | 15年未満 | 39 | 29.3% |
| 60代 | 2 | 1.3% | 合計 | 156 | | 20年未満 | 22 | 16.5% |
| 合計 | 156 | | | | | 25年未満 | 15 | 11.3% |
| | | | | | | 30年未満 | 8 | 6.0% |
| | | | | | | 無回答 | 23 | 14.7% |
| | | | | | | 合計 | 156 | |

2. 子どもの権利条約の理解について

問1. 子どもの権利条約を知っているかの問いに対しては、94%が内容について知っており、名前だけ知っている、全く知らないと回答した人は3%であった(図1)。全く知らないと回答した人の職種をみると、保育士も含まれていた。また、職種や雇用形態による差異は見られなかった。しかし、年代によっては子どもの権利条約制定前に保育士養成(当時は保母養成)を受けた回答者や保育士以外の職種で子どもの権利について学んだことが無い回答者がおり、予測していた通り、両者の間には若干ではあるが差が見られた(図2)。

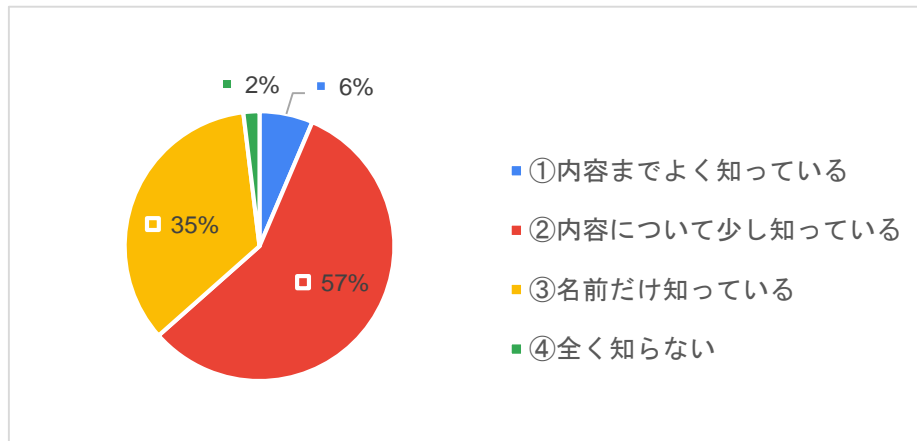


図1 子どもの権利条約の理解 (n=156)

公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン(2022)によると、現職の小学校から高校までの教員を対象にした調査では、子どもの権利の認知度は、「内容までよく知っている」と回答した教員は21.6%であった。つまり、本研究の対象である保育施設の職員6%よりも認知度は高い。一方、「全く知らない」、「名前だけ知っている」と回答した教員は、あわせて30.0%であるのに対して、本研究ではあわせて37%であり、保育施設の職員の方が、認知度が低いことがわかる。

回答者の年代による子どもの権利条約の認知度を比較したところ、60代は回答者が2名であったため参考にすることは困難であるが、内容までよく知っている人の割合に差は見られないものの、年代が高くなると全く知らないという人が若干増えている(図2)。

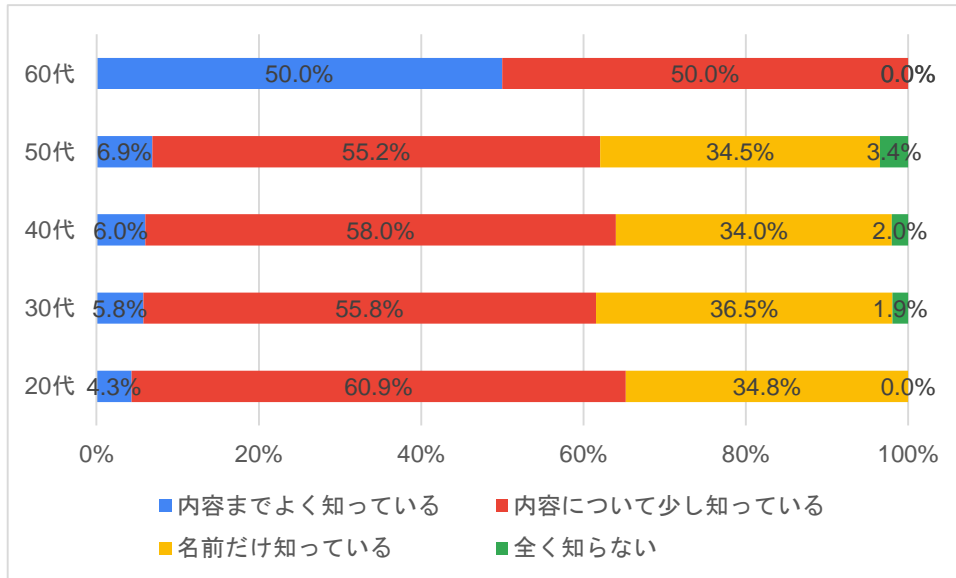


図2 子どもの権利条約の認知度と回答者の年代の比較

3. 子どもの権利の4つの柱について

一方、問2. 子どもの権利の4つの柱についての理解度は高く、「4つとも知っている」と回答した保育施設の職員は19%であり、少し知っていると回答した職員とあわせると65%にのぼる(図3)。

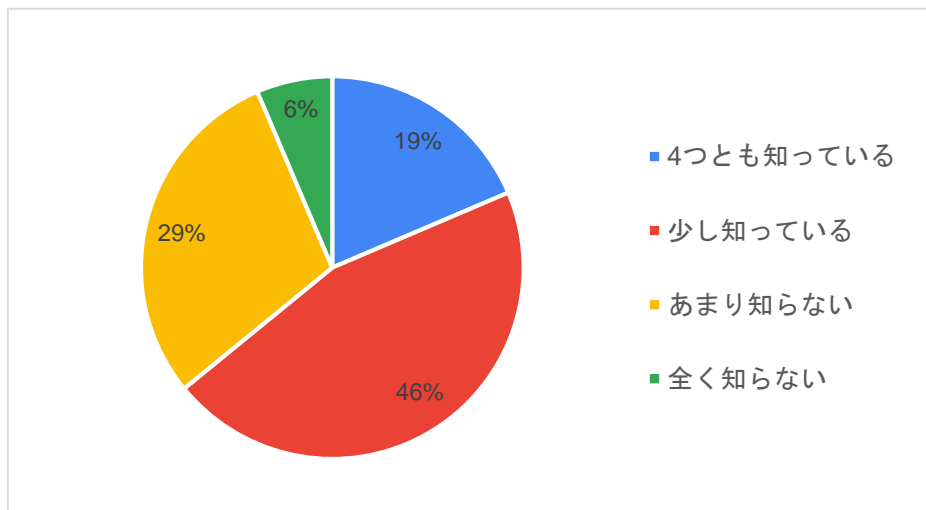


図3 子どもの権利の4つの柱の理解度

4. 保育施設の職員による子どもの権利の理解度

次に公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン(2022)の調査と同じ項目で、保育施設の職員の子どもの権利に対する理解度を調査したところ次のとおりであった(表2)。

表2 保育施設職員による子どもの権利の理解度

| | 質問項目 | 選択した回答者の割合 |
|---|---|------------|
| 1 | すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている。 | 98.1% |
| 2 | 子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる。※子どもの権利として、ふさわしくない内容 | 14.1% |
| 3 | 子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視される。 | 73.7% |
| 4 | 子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる。 | 96.8% |
| 5 | 障害のある子どもを含むすべての子どもは、社会に積極的に参加し、インクルーシブな保育を受けられる。 | 92.3% |
| 6 | 子どもは必要な医療・保健サービスや社会保障制度を利用し、十分な生活を送ることができる。 | 92.9% |
| 7 | 子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される。※子どもの権利として、ふさわしくない内容 | 12.8% |
| 8 | 子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている。 | 80.8% |
| 9 | すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている。 | 98.7% |

子どもの権利に含まれるが、選択した保育施設の職員が少なかったものとして、質問3の「意見を聴かれる権利」は、約2割強が選択せず、質問8の「遊ぶ権利、休む権利」は約2割が選択していなかった。これらに加え、セーブ・ザ・チルドレン(2022)の調査では、質問6の「医療・保健サービス社会保障にアクセスする権利」が低い傾向(約3割選択せず)にあったが、本調査では約9割が選択されていた。意見を聴かれる権利が選択されていないことは、年齢や発達にもよるが、能動的な子どもの権利を保障することへの意識が低いことが分かる。遊ぶ権利や休む権利は、乳幼児期の子どもを対象とする保育施設の職員であるため、教員の調査よりも選択した回答者は多かったが、決して高いとは言えない。選択が少なかった2つの項目を考察すると、遊びを通して、子どもの主体的な活動を尊重する立場にある保育・幼児教育の職員の子どもの権利に対する認知度と理解度を上げ、認識を深め、保育の実践に浸透させていくには、まだまだ課題があるといえる。

また、子どもの権利に含まれない内容である「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる」は約1割が選択し、「いかなる場合も大人が子どもに代わって

決めるよう推奨される」も約1割が選択している。多くはないが、子どもに自由だけでなく、義務や責任を求めていること、子どもを未熟な存在ととらえ大人がそれに代わり決定することを推奨するという考えがあることが分かる。

5. 子どもの『参加する権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)

子どもの権利の4つの柱とは、ユニセフが子どもの権利条約を大別する「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」であり、近年、特に「参加する権利」が注目されている。多くの日本の子どもにとっては、生きる・育つ・守られる権利は、受動的な権利であり保障されている。もちろん、児童虐待や貧困により侵害されたり、健全な発育が阻害されたりしている場合は除く。「参加する権利」は能動的な権利であり、年齢や発達に応じて子どもが自分に関係のあるすべてのことに意見をし、その意見が尊重されたり、参加する機会が保障されたりするものである。しかし、これまで、「子どもの意見を聞くことで、子どもがわがままになる」、「義務や責任はどうなるのだ」というような社会の論調から、あまり取り上げられていなかった。本来は、一人の人間として、生まれながらに等しく保障されなければならない。そこで、本研究のアンケート調査の間7.子どもの『参加する権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)の回答を AI ユーザーローカルテキストマイニングのワードクラウドでテキストマイニングを行った(図4)。

スコアが高い単語を見てみると、青色の名詞で保育施設における活動や場面が示されており、参加する機会を提供された活動の種類や内容を赤色の動詞が表している。具体的には「投げ掛ける」のスコアが高く、大きく図示されていることから、保育者が保育の活動や行事を一方向的に進めるのではなく、子どもに質問や提案を投げ掛けて、考える時間や意見を出す機会をとって進めていくことを意識していることが推測される。このことから、保育者が子どもの主体性を尊重しようとしていることが分かる。

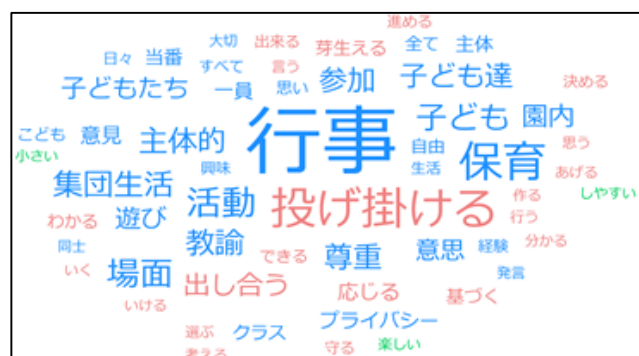


図4 子どもの『参加する権利』を保育のどのような場面で活かしているか(自由記述)のテキストマイニング

6. 日頃から子どもの権利を意識して保育を行っているか

子どもの権利条約を踏まえた保育実践を行うためには、常に子どもの最善の利益を第一に考え保育しなければならない。しかし、今回の結果では、「常にしている」、「時々

している」をあわせても73%にとどまっている(図5)。この意識を高めることが、子どもの権利を保障する保育実践の第一歩であるといえる。本当の意味で子どもの目線に立ち、時には子どもの声を代弁したり、年齢や発達によって子どもの心を理解したりすることも必要である。

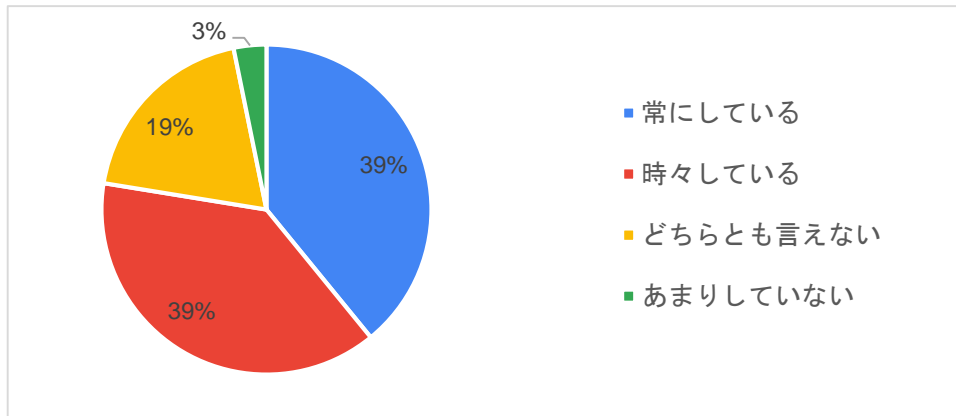


図5 日頃からの子どもの権利を意識した保育

7. まとめと今後の課題

本研究では、保育施設で働く職員を対象に、子どもの権利に関するアンケート調査を実施した。しかし、子どもの権利条約をはじめとする「子どもの権利」に対する理解度は、調査結果から決して高いとはいえず、保育施設で働く職員の意識と保育実践への浸透は、まだまだこれからであるといえる。それでは、子どもの権利への意識を高めていくために何が必要になるのだろうか。それは、職員一人一人の資質向上と組織全体の専門性の向上のための”職場内研修”ではないだろうか。職場外の研修だけでなく、保育施設の全ての職員(職種や雇用形態に限らない)が受講できる研修の機会と保育者同士の同僚性に基づく日々の対話と保育の振り返りによる見える化である。職場内研修の具体的な内容としては、例えば職員一人一人の子どもの権利への認識を確認するため、全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、その後職場内での課題を抽出し理解を深めることが挙げられる。またその時には、保育士だけでなく、保育施設に従事するすべての職員が子どもの権利について学ぶことが重要である。それは、多様な視点で子どもを育むことが保育施設の機能であるため、調理・栄養職や看護職など、保育士以外の職員も子どもの権利について学ぶことにより、日々のかかわりを相互にチェックし権利侵害の未然予防につながることを期待できるためである。そして、組織全体で職場環境と職員が時間のゆとりを持つことができる勤務体制、精神的ゆとりが持てる人員配置、一人で抱え込まずに相談し合える対話がしやすい風土を作り上げていくことである。

今後、乳幼児期を対象にする保育施設で働く職員及び組織は、子どもの権利、子どもの最善の利益を意識し、子どもの声に耳を傾け、本当の意味で子ども一人一人に寄り

添った保育を実践することが求められる。子どもの最善の利益を前提とした専門的技術と知識を深め、人間性を高めて保育の質向上をめざしていくことが必要である。

参考文献

- 1) 小口尚子, 福岡鮎美(1995)『子どもによる 子どものための「子どもの権利条約」』小学館
- 2) 甲斐田万智子編(2019)『世界中の子どもの権利をまもる 30 の方法: だれひとり置き去りにしない!』, 合同出版
- 3) 川名はつ子, チャーリー・ノーマン(2020)『はじめまして、子どもの権利条約ワークブック』, 東海教育研究所
- 4) 喜多明人(2015)『子どもの権利一次世代につなぐ』, エイデル研究所
- 5) 公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2022)「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」, <<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/data/img/blog/3897/1650252581609.pdf>>, 2023 年 1 月 10 日閲覧
- 6) 厚生労働省「体罰等によらない子育てを広げよう」<<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/pamphlet.pdf>>, 2023 年 1 月 10 日閲覧
- 7) 厚生労働省「不適切な保育の未然予防及び発生時の対応についてに手引き」<<http://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>>, 2023 年 1 月 10 日閲覧
- 8) 全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」<<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>>, 2023 年 1 月 10 日閲覧
- 9) 内閣官房こども家庭庁設立準備室(2022)「こども家庭庁の創設について」, <<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000987734.pdf>>, 2023 年 1 月 10 日閲覧
- 10) 内閣官房こども家庭庁設立準備室(2022)「こども基本法説明資料」, <<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/77setsume.pdf>>, 2023 年 1 月 10 日閲覧
- 11) アラン・セール著, 福井昌子訳(2020)『子どもの権利ってなあに?』, 解放出版社